

## 平成29年白老町議会議案説明会会議録

平成29年 6月16日(金曜日)

開 会 午前 10時00分

閉 会 午前 11時55分

---

### ○議事日程

1. 白老町議会定例会6月会議議案説明
- 

### ○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会6月会議議案説明
- 

### ○出席議員(13名)

- |     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 山田和子君 | 2番  | 小西秀延君 |
| 3番  | 吉谷一孝君 | 4番  | 広地紀彰君 |
| 5番  | 吉田和子君 | 6番  | 氏家裕治君 |
| 7番  | 森哲也君  | 8番  | 大淵紀夫君 |
| 9番  | 及川保君  | 10番 | 本間広朗君 |
| 11番 | 西田祐子君 | 12番 | 松田謙吾君 |
| 13番 | 前田博之君 |     |       |
- 

### ○欠席議員(1名)

- 14番 山本浩平君
- 

### ○説明のため出席した者の職氏名

- |           |        |
|-----------|--------|
| 総務課長      | 岡村幸男君  |
| 財政課長      | 大黒克己君  |
| 企画課長      | 高尾利弘君  |
| 象徴空間整備統括監 | 笠巻周一郎君 |
| 経済振興課長    | 森玉樹君   |
| 農林水産課長    | 本間力君   |
| 税務課長      | 久保雅計君  |
| 町民課長      | 畑田正明君  |
| 健康福祉課長    | 下河勇生君  |
| 高齢者介護課長   | 田尻康子君  |
| 建設課長      | 小関雄司君  |

上 下 水 道 課 長	工 藤 智 寿 君
学 校 教 育 課 長	岩 本 寿 彦 君
生 涯 学 習 課 長	武 永 真 君
消 防 長	越 前 寿 君
町 立 病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
健康福祉課子育て支援室長	渡 邊 博 子 君
象徴空間周辺整備推進課長	舛 田 紀 和 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 裕 明 君
主 査	増 田 宏 仁 君

---

## ◎開会の宣告

○副議長(前田博之君) これより定例会 6 月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。  
(午前 10 時 00 分)

---

○副議長(前田博之君) 定例会 6 月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算 3 件、条例の制定 1 件、条例の一部改正 2 件、組合等規約の変更 1 件、財産の取得 4 件、委員の任命同意 10 件、委員の選任同意 1 件、報告 4 件、諮問 2 件、合わせて 28 件であります。順次、議案の説明をいただきます。

日程第 1、議案第 1 号 平成 29 年度白老町一般会計補正予算(第 1 号)の議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) それでは議 1-1、議案第 1 号を説明させていただきます。

平成 29 年度白老町一般会計補正予算(第 1 号)でございますが、このたびの補正につきましては、歳入歳出それぞれ 2 億 8,480 万 4,000 円を追加し、歳入歳出の総額 100 億 480 万 4,000 円とする補正でございます。

そのほか債務負担行為の追加は第 2 表で、また地方債の追加及び変更も第 3 表のほうで記載してございます。

次のページをお開き願います。「第 1 表 歳入歳出予算補正」、1 歳入、2 歳出につきましては、記載のとおりでございますので説明は省略をさせていただきます。

続きまして次のページ、「第 2 表 債務負担行為補正」でございます。今回は追加でございます。平成 30 年から平成 39 年の 10 年間、限度額 7,581 万 6,000 円、これに関しましては町内会所有の街路灯 1,717 灯の所有権を町に移管し、LED 街路灯に改修する経費を 10 年間のリース契約とするものでございます。この詳細につきましては、このあと担当課長のほうからご説明申し上げます。

続きまして、「第 3 表 地方債補正」につきましては記載のとおりでございます、内容につきましては歳出のところの説明をさせていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきたいと思っております。12 ページ、13 ページをお開き願います。2 款総務費、1 項 1 目一般管理費、(1) 職員管理事務経費 100 万円の計上でございます。本年 5 月に連合北海道胆振地域協議会及び白老地区連合会より、防災資機材整備などの防災対策資金として、昨年の台風 10 号の災害救援カンパで集められたカンパ金 170 万円の指定寄附があったことから、このうち 100 万円を財源として職員 110 名分の作業服を購入するものであります。これにより職員に貸与する作業服は当初予算で計上した 50 名分を合わせ 160 名分となり、消防職員及び町立病院専門職員、一部の職員を除き全員に貸与できる見込みでございます。

続きまして(2) 難視聴対策施設維持管理経費 10 万 4,000 円の計上でございます。修繕料であります。石山、青葉地区において北電柱の移設に伴い、これに共架している地上デジタル放送用光ファイバーケーブルのかけかえ及び延長する経費を計上するものであります。財源は一般財源でござ

ざいます。

(3) その他一般管理経費 25 万円の計上です。胆振町村会に対する負担金でございませう。胆振地区における新たな価値や魅力の創生を図ることを目的に、胆振管内 7 町が連携して各町の魅力や地域資源を紹介するテレビ番組を作成する事業を実施することとなりました。全体事業費は 700 万円、財源内訳は北海道の地域づくり交付金が 350 万円、残り半分を胆振町村会で負担しますが、胆振町村会負担分の 2 分の 1 の 175 万円を 7 町で負担することとなり、1 町当たりの負担金 25 万円を計上するものでございませう。財源は一般財源であります。

(4) 番号制度導入事業 96 万 7,000 円でございませう。本年 7 月より運用が開始されるマイナンバーの情報連携に伴い、国が提供するマイナポータルシステムを使った子育てワンストップサービスが開始されます。子育てワンストップサービスの機能として、一般的に子育てサービスにかかる手続きの情報を検索したり、保育園の入所申請や児童手当の現況届けなどの手続きを電子申請することができたり、予防接種などのお知らせ情報を通知として電子的に受け取ることが今後段階的にできるようになります。これらのシステムは本年 10 月ごろをめどとして本格運用となる予定であり、本町でもシステム運用に向けた準備を行うものでございませう。このたびの補正予算は子育てワンストップサービスからの電子申請データ受け入れのため初期設定構築委託料 43 万 2,000 円と、それに伴う使用料 9 カ月分 53 万 5,000 円をそれぞれ増額補正するものであります。財源は一般財源であります。

9 目企画調整費、(1) 地域公共交通活性化事業 576 万 3,000 円の追加補正でございませう。本事業はデマンド交通実証運行を行いながら地域公共交通の再編、検討をする事業であります。現在デマンド交通実証運行は萩野・北吉原鉄北地区において 5 月 22 日から 6 月 30 日まで行うこととしております。このたび 10 月からの見直しを進めている元気号の運行計画案では萩野・北吉原鉄北地区への運行を減便する予定であることから、7 月以降も当該地区においてデマンド交通実証運行を継続する必要があると判断し、運行経費に係る不足分を増額補正するものでございませう。財源は全額町債の過疎債ソフト分を充当いたしますが、当初予算で本事業に充当している国庫支出金の地域公共交通確保維持改善事業費補助金が確定し 17 万 6,000 円の減となったことから、この減額分を町債に振りかえることとし、町債の充当額は振りかえ分も含め 590 万円、10 万円未満の端数は一般財源となります。

次に、13 目交通安全対策費、(1) 交通安全対策経費 5 万円の計上でございませう。苫小牧地区安全運転管理者協会より創立 50 周年記念事業の一環として交通安全活動を目的とした 5 万円の指定寄附があったことから、交通安全資機材購入経費として同額を計上するものでございませう。

次に、16 目町営防犯灯管理費、(1) 町営防犯灯維持管理経費 3 万 3,000 円の計上でございませう。字竹浦の若竹浦地区において、近年の高波等の自然災害に対し、地域住民の避難など防災上の観点から防犯灯の設置が必要と判断し、町において町営防犯灯 1 基を設置するものであります。財源は一般財源であります。

4 項 1 目選挙管理委員会費、(1) 選挙管理委員会運営経費 4 万 3,000 円の計上でございませう。公職選挙法第 143 条第 17 項の規定により、公職の候補者等及び後援会等が設置する政治活動用事務所

にかかる立て札及び看板は、選挙管理委員会が交付する商標の表示をすることとなっております。その商標の有効期限は本年9月30日としており、更新の場合、新たな商標を購入し交付することとなりますが、当初予算への計上漏れがあったことから、このたび計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、(1)地域福祉推進事業経費7万8,000円の計上でございます。民生委員、児童委員の欠員補充のため、今年度既に民生委員推薦会を開催しておりますが、現在も2名の欠員が生じていることから、民生委員推薦会の委員等報酬及び費用弁償2回分を追加計上するものであります。財源は一般財源であります。

(2)消費者行政推進事業9万8,000円の計上でございます。北海道の消費者行政推進事業補助金の交付申請にあたり、消費生活相談員の人件費を給与費で計上するほか、本事業は研修会の参加旅費と消費者教育用啓発パンフレットを購入、配付するものでございます。財源は例年、相談員に要する人件費分を給与費に充当し残りを本事業に充当しておりますが、このたびの確定額は139万2,000円と相談員の人件費分に満たないことから、本事業は一般財源となるものでございます。

6目総合保健福祉センター管理運営費、(1)総合保健福祉センター管理運営経費226万円の計上でございます。修繕料の188万3,000円の増額であります。まず一つは、施設の老朽化によりボイラーから各主要用途に配管するポンプからの漏水が3カ所発生しておりメカニカルシール、パッキン部品の一種でございますが、その交換が必要なことから交換経費として21万1,680円を計上するものであります。もう一つは、同じく機器の老朽化により館内のそれぞれの設備に配置されているデジタル式温度指示調節計の数個が不具合を起しており、9個の指示調節計を交換する経費167万1,300円を計上するものでございます。

次に公用車賃借料37万7,000円の増額であります。公用車の軽自動車5台を本年11月から再々リースすることとし、28年度と同額を予算措置しておりましたが、再々リースの場合、再リースより相当割高となることから賃借リースに切りかえることとし、不足分を計上するものであります。財源については一般財源であります。

8目アイヌ施策推進費、(1)象徴空間周辺整備事業400万円の計上でございます。このたびの補正予算であります。昨年度に民族共生象徴空間市街地活性化調査検討事業を実施し、町内回遊ネットワーク及び市街地整備の課題、方向性や白老駅北地区観光商業施設等の整備方針及びそのスケジュール等を取りまとめたところであります。今後はこの方針等を土台にしながら観光商業施設等の整備手法及び運営手法、施設等に求められる機能及びそれらの配置、さらには町内事業者の出資や出店などの細やかな意向調査など、より具体的で実現可能な計画を策定する必要があり、事業の実施主体となり得る町内商工業者を束ねる白老町商工会に本業務を依頼したところでございます。この業務を支援するため補助金として追加計上するものでございます。財源は町債の過疎債ソフト分を全額充当するものであります。

2項4目児童福祉施設費、(1)海の子保育園大規模改修事業3,999万3,000円の計上でございます。当保育園は平成30年4月より幼保連携型認定こども園として民間事業者に運営を移管し教育保育サービスを継続することとしております。これを踏まえ、建設から26年が経過し屋根や外壁の腐

食による雨漏りや、その他設備の破損、劣化などにより利用に支障が生じている施設を早期に改修し長寿命化を図る必要があることから大規模改修を実施することとし、改修費を計上するものであります。主な改修内容は屋根の張りかえ、外壁塗装、天窓の改修及び内装の一部補修などを実施いたします。財源は全額町債を充当することとし3,990万円を、10万円未満の端数は一般財源であります。地方債の種別として、借入額の2分の1は教育福祉施設等整備事業の一般財源化分として、残りの2分の1を過疎債ハード分として借り入れするものであり、元利償還金に対する交付税措置はいずれも70%でございます。

4款環境衛生費、3項2目塵芥処理費、(1)環境衛生センター運営経費6万7,000円の計上でございます。環境衛生センター内の街灯1基が腐食によりポールが折れ曲がり使用不能となったことからこれを交換するものであります。新規街灯はセンターの壁に直接取りつけることとし、頭部のみの購入とするものであります。財源は一般財源であります。

7款商工費、1項1目商工振興費、(1)商工振興対策経費50万円の計上でございます。本年5月に北昭興業株式会社様より、2017元気まちしらおい港まつりにおける花火資金として50万円の指定寄附があったことから、元気まちしらおい港まつり補助金を増額補正するものであります。

次に、8款土木費、1項1目土木総務費、(1)土木施設管理事務経費56万4,000円の計上であります。字萩野の旧みずほ区にあります町道みずほ15番通りの道路用地の一部が民地であり所有者と協議の結果、道路部分を寄附していただくこととなったことから、当該用地分を分筆するための測量経費を計上するものであります。財源は一般財源であります。

2項3目橋梁維持費、(1)橋梁長寿命化事業1,150万円の計上でございます。本件については、本年1月萩野12間線跨線橋にかかるJR軌道内で跨線橋床板下面にある鋼材落下防止板が剥落し第三者被害を引き起こす恐れがあるとして、JR北海道から速やかに応急措置を施し撤去するよう申し入れがございました。当該跨線橋は昭和46年の供用開始以来、46年が経過し老朽化が進行しており改修や架けかえには莫大な投資が必要であることや、現在の利用状況などを総合的に判断し撤去することとし、萩野小学校、白翔中学校や関係する保護者及び連合町内会に説明を行ったところであります。JR北海道との協議では29年度中の撤去を強く求められておりましたが、暫定的な措置を施した上で国の交付金事業により30年度に撤去することで了解を得たところであります。今年度は来年度の撤去工事を前提とした実施設計を行います。線路に架かる橋であること、橋長が長いこと、電化路線であること、北海道電力の高圧線が橋の上空を通っていること、付近に民家があることなど、さまざまな要因が絡んだ撤去工事となるもので事前の協議を含む詳細な設計が必要であることから、実施設計業務委託料に950万円を見積もり計上するものでございます。また、JR北海道の電機設備、踏み切り部移設及び再設置設計が必要であります。JR敷地内のためJR北海道に対する設計委託負担金200万円を計上いたします。財源は一般財源となります。

5項1目都市計画総務費、(1)白老駅周辺施設整備調査事業977万3,000円の計上でございます。白老駅周辺施設の整備にあたり、白老駅跨線橋の改修について、北海道やJR北海道との協議を進めている中で、JR敷地内の電機施設にかかる地下埋設物の調査を行わなければならないことから、JR北海道に対する負担金として計上するものでございます。財源については一般財源であります。

が、ポロト地区の土地売却金を積み立てている財政調整基金を取り崩すものでございます。これにより財政調整基金の29年度末の残高は8億8,300万円のうち土地売り払い積立金は1億4,000万円となる見込みでございます。

次のページです。6項2目住宅管理費、(1)町営住宅維持管理経費17万3,000円の計上でございます。本年5月4日に字竹浦の竹っこ団地において火災が発生し台所付近が延焼したことから、レンジフード及び戸棚の交換や天井の張りかえなど実施するものでございます。財源は全額建物共済保険料を充当いたします。

9款消防費、1項1目常備消防費、(1)消防本部給気ダクト改修事業194万4,000円の計上であります。消防庁舎内の換気とボイラーへの給気のために外調機を設置しておりますが、その給気ダクトの内部が腐食により穴が開き、結露による水漏れが生じているとともに、各種ダンパーも腐食により空気調整機能が正常に働かない状況となっていることから、給気設備の改修を行うものであります。財源は国の委託金70万4,000円を充当し、残り124万円は一般財源となります。

4目災害対策費、(1)災害対策経費70万1,000円の計上でございます。消耗品費の45万8,000円の増は災害活動用装備品としてヘルメット及びゴーグルをそれぞれ30個と、レインスーツ30着を購入するものでございます。また、備品購入費24万3,000円は遭難者救助のための携帯型GPS受信機を3台購入するものであります。財源は職員管理事務経費の補正で説明いたしました連合北海道胆振地域協議会及び白老地区連合会からの指定寄附金170万円のうちの70万円を充当するものであります。

次に(2)白老町防災対策推進事業10万3,000円の計上でございます。本事業では、津波が発生した場合に避難施設としてご協力いただける民間施設に対し表示板を設置しておりますが、このたび3施設の設置が必要なことから、予備分を含め表示板4基を追加購入するものであります。財源は一般財源であります。

次に、10款教育費、1項5目諸費、(1)特別支援教育支援員配置事業138万9,000円の計上でございます。臨時職員共済費の増額補正であります。公的年金制度の財政基盤及び最低保証機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部が平成28年10月1日に施行され、短時間勤務労働者に対する厚生年金保険等の適用が拡大されており、地方公共団体については本年4月から適用となりました。適用対象者の要件は、週の所定労働時間が20時間であること、賃金の月額が8万8,000円以上であること、雇用期間が1年以上見込まれることとなっております。このたび特別支援教育支援員が適用対象となることから、当初予算は雇用保険のみの計上でありまして7名分の社会保険料を追加補正するものであります。財源は本事業がふるさと納税基金からの繰り入れ事業としていることから、補正予算につきましても全額ふるさと納税基金繰入金を充当することといたします。

次に、2項2目教育振興費、(1)小学校教育振興一般経費19万5,000円の計上でございます。当該経費、ただいまご説明いたしました短時間労働勤務労働者の厚生年金保険等適用拡大により学校図書館司書1名が適用となりますので、不足分を増額するものでございます。財源は一般財源でございます。

次に、5項3目図書館費、(1)図書等購入経費5万円の計上でございます。本年3月追加補正にて教育振興基金に積み立てている図書購入指定寄附金5万円を財源として図書備品を計上するものでございます。

次に(2)移動図書館者更新事業、財源振替でございます。本事業は国の特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として移動図書館車を新規に購入するもので、当初予算では平成28年度において特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金に積み立てた1,129万円の基金繰入金と、当該調整交付金300万円を充当することとしておりましたが、北海道防衛施設局より本事業は昨年より基金に積み立てした基金事業との位置づけであることから、今年度充当の調整交付金についても一旦積み立てした上で基金を取り崩すものとの指定があったことから、財源を国の交付金から基金繰入金に積み立てるものであります。この一連の予算措置でございますが、まず歳入側の15款国庫支出金の特定防衛施設周辺整備調整交付金300万円を財源として、歳出側の14款諸支出金の基金積立金に積み立て、次に歳入側の19款繰入金により基金繰入金としてこれを取り崩し、歳出側の10款教育費、移動図書館車更新事業の財源として充当するという流れになります。

次に、13款給与費、1項1目給与費、(1)職員人件費、財源振替でございます。先ほど説明いたしました道支出金の消費者行政推進事業補助金139万2,000円を財源振りかえするものでございます。

次のページ、14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)各種基金積立金2億320万6,000円の計上でございます。まず体育振興基金積立金2万円につきましては、パークゴルフのウッドメモリーズカップ実行委員会様から体育振興資金としてご寄附をいただいたものでございます。町債管理基金積立金2億円は、平成28年度決算剰余金の処分として今後の公債費縮減のための財源を確保するため、決算剰余金の前年度繰越金から町債管理基金に積み増しするものでございます。次に石油貯蔵施設立地対策等基金積立金につきましては、交付金が当初予算から18万6,000円増額され、1,218万6,000円となったことにより基金積み立てするものであります。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金積立金300万円は、移動図書館車更新事業で説明した調整交付金の積み増し分でございます。以上で歳出を終了させていただきまして、次に歳入の一般財源のみを説明をさせていただきます。

8ページ、9ページにお戻りください。19款繰入金の1番下です。10目財政調整基金繰入金でございます。977万3,000円でございますが、これは象徴空間関連事業に充当する一般財源として基金から繰り入れするものであります。次にその下、20款繰越金、1項1目繰越金、前年度繰越金でございます。平成28年度一般会計の決算剰余金処分により、翌年度繰越額は3億9,342万円となります。ここから町債管理基金へ2億円を積み立てるほか、残りの1,624万5,000円は歳出に対しての総額に対しまして歳入の不足分として計上するものでございます。これにより繰越金の留保は1億5,217万5,000円となります。以上で、補正予算(第1号)の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○副議長(前田博之君) 高尾企画課長。

○企画課長(高尾利弘君) 私のほうから債務負担行為の第2表についてのLED街路灯賃借の概

要について説明させていただきます。本日配付させていただきました1枚物の紙をごらんください。

まず、1、事業概要でございます。こちらの事業につきましては、平成28年度に実施したLED照明導入調査事業の結果に基づきまして、所有権を町内会から町へ移管した既設の街路灯1,717灯について、LED灯具への更新を行うものでございます。またLED灯具の更新に係る工事費用、照明器具代、維持管理経費等の総事業費から、環境省の「地域におけるLED照明導入促進事業」による補助額を差し引いた額を、10年間のリース方式により支払うものでございます。

2、環境省「地域におけるLED照明導入促進事業」でございます。この補助事業について若干説明させていただきます。当該補助制度につきましては、①LED照明導入調査事業と、②LED照明導入補助事業という2事業で構成されております。この事業の目的につきましては、まず1つ目にLED化によるCO2排出量の削減、2つ目にリース契約による自治体負担の軽減ということになっております。

下の表にありますけれども、既にLEDの照明の導入調査事業については28年度に実施しております。上限の800万円に対しまして、783万円が確定額となっております。今後実施する事業のLED照明導入補助につきましては、こちら補助対象がリース業者になるものでございますけれども、こちらについてはLED導入に係る工事費用の3分の1、上限2,000万円の補助率になってございまして、予定額として1,608万8,310円ということで見積もってございます。

3、債務負担行為限度額の積算でございますけれども、こちらの債務負担行為の限度額につきましては7,581万6,000円となっておりますけれども、積算につきましては先ほども出ています取付工事費、LED照明器具代、維持管理リース経費を足しまして、そちらから補助予定額を引くというような形で積算してございます。LED照明の灯具につきましては、1,717灯で、内訳としましては、10ボルトアンペアのものが1,000灯、20ボルトアンペアのものが696灯、40ボルトアンペアのものが21灯という内容になってございます。こちらのリース期間につきましては、平成30年4月から平成40年3月までの10年間ということに予定してございます。こちら年間リース料にいたしますと758万2,000円ということになります。こちらを10年間支払うということの内容になります。

次の裏のページを見ていただきます。4、LED導入による削減効果でございます。CO2の削減効果につきましては26万7,927.3キログラム、これは年間の削減効果でございます。それと経費の削減効果につきましては、年で963万8,791円ということになってございます。内訳につきましては下の表のとおりでございます。

5、LED導入に係るスケジュールなのですが、まず交付申請・決定を6月から7月までの間に行いまして、7月から8月までの間にリース契約を結びます。そしてリース契約を結んだあと取替工事に着工するわけなのですが、こちらの工事につきましては大体8月から12月までということで、12月には取りつけ工事を完了する予定としてございます。それと2月にはそちらの実施報告を受けまして補助金をいただく、リース業者が補助金をいただくということになると思うのですが、その後30年度から10年間のリースを開始するという内容になってございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 説明ありがとうございました。LEDの街路灯のことで確認だけです。今回のLEDの事業で町内会の街灯は全てLED化されたというふうに理解してよろしいのでしょうか。それと町内で残っている古い街灯をLED化というのはまだあるのでしょうか。そこだけ。

○副議長（前田博之君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 28年度に調査事業ということで町内会の1,750灯、こちらについて全て調査してございまして、そのうち既にLEDになっているものがありましたので、それを除いて1,717灯についてLED交換をこれからしていくということになりますので、そちら1,750灯については全てLED化ということになります。今後の設置補助についてはLED化のものだけを設置するというようになりますので、全てLED化になるということで考えてございます。

○副議長（前田博之君） ほかにございますか。

12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 16ページの2項4目海の子保育園の大規模改修なのですが、予算化されております。私は3月の一般質問の中でも申し上げておりますが、緑丘保育園の費用が全然出ていないのだけれども、この後からやる海の子保育園の予算が約4,000万円出ていて、緑丘保育園のその考え方どうなっているのか、そこだけお聞きしておきたいと思えます。

○副議長（前田博之君） 渡邊健康福祉課子育て支援室長。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） 緑丘保育園が大規模改修したのが一昨年でありました。それ以前も園からの申請に基づきましていろいろ工事に対する補助を行ってきたところでした。一昨年に実施した改修工事につきましては、25年から26年くらいに数回にわたって、覚書がありますので、その覚書に基づいて協議をした経緯がございます。ただ、実施時期などにつきまして園との合意が得られなかったという実態がございまして、園のほうで早期に改修をしたいというようなご意向があったということで工事が進められたということがございます。このたびの海の子保育園につきましては、来年に民営化をする予定でございますけれども、以前民営化した小鳩保育園につきましても民営化前に改修を行ったということで、同じような考えに基づきまして、今回改修を行うということでございます。

○副議長（前田博之君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議案第2号でございます。平成29年度白老町介護保険事業特別

会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,603万1,000円を追加し、総額21億8,461万1,000円とするものであります。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきますので6ページをお開きください。

2歳出、6款諸支出金、1項2目償還金1,603万1,000円の増額補正で、介護給付費及び地域支援事業費に対し、国、北海道支払い基金より概算交付された負担金、補助金につきまして精算し返還するものであります。

次に歳入の説明をさせていただきますので4ページをお開きください。1歳入、8款繰越金、1項1目繰越金1,603万1,000円の増額補正で、平成28年度の介護給付費に対する実績の国、道支払い基金の精算分でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議3-1をお開きください。議案第3号でございます。平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ124万円7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,494万3,000円とするものであります。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございますので説明を省略し、歳入歳出事項別明細書についてご説明いたします。

初めに歳入からご説明いたします。4ページをお開きください。4款繰越金、1項1目繰越金124万7,000円の増額をするものでございます。内容につきましては、平成28年度の決算におきまして決算剰余金が発生したことから、平成29年度に繰り越す補正を計上させていただくものでございます。

次に歳出についてご説明いたします。6ページをお開きください。2款基金積立金、1項1目特別養護老人ホーム事業基金積立金124万7,000円の増額補正でございます。内容につきましては、歳入でご説明いたしました繰越金を特別養護老人ホーム事業基金に積み立てる補正を計上させていただくものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案第3号の議案説明を終わります。

次の日程に入る前にお諮りいたします。

日程第4から日程第7までの条例の新制定、一部改正、組合規約の変更についての4件の議案説明についてであります。議案第4号については、新制定でありますので全文を朗読し説明させることとし、議案第5号から議案第7号は条例の一部改正、組合規約の変更でありますので改正条文の朗読を省略し、議案説明、新旧対照表及び資料により簡潔に説明させることといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） ご異議なしと認めます。

それではそのように取り扱いをさせていただきます。

日程第4、議案第4号 白老町行政手続等における情報発信の技術の利用に関する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議案第4号の白老町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてご説明をいたします。

説明でございますが、まずは先に説明資料により本条例の内容を説明させていただきます。議4-6の次のページをお開きください。議案第4号の説明でございます。

1、制定の趣旨でございますが、現在町の機関に係る申請、届出等の手続きに関しまして電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めるということで今回行うものでございまして、現在条例等で書面等により行うものとして規定されています行政手続等について、従来どおりの書面等を行うことに加えまして、インターネットを通じたオンラインで行うことができるようにするためにこの条例を制定するというところでございます。これによりまして先ほど補正予算の中でもシステムの使用料等を補正で上げてございますが、平成29年7月開始に向けて国が中心となって運営するオンラインサービス「マイナポータル」、ここを通じまして実施されます「子育てワンストップサービス」に町も対応できるようにすると、こういうものでございます。

マイナポータルということの記載は説明も書いてございますが、国が運営し平成29年より順次開始されていくことになるのですが、オンラインサービスでありまして、行政機関などが持っている個人の特定個人情報ですとか、行政機関でのやり取りの記録をオンラインで確認ができたり、それから子育てに関する手続きがオンラインで可能となる、そういうポータルサイトというものでございまして、将来的にはさまざまな届出ですとか申請など、オンラインサービスの導入による取り組みを進めていくという形になります。

それからその中の「子育てワンストップサービス」なのですが、これはマイナンバーカードを保

有する個人を対象にしまして、子育て関連の申請等について国が運営するマイナポータルを通じてサービスの検索や、電子申請等の手続きが行うことができるというサービスでございます。

こういうサービスに向けて、先ほどもお話したとおり、これまでは書面であったものをオンラインでできるようにするために条例を制定するという形になります。

2、条例の内容でございますが、(1)対象範囲の第2条に書いていることでございますが、町長、教育委員会などに置かれる機関ですとか、水道事業管理者等が行う町の条例、町の執行機関の規則、それから企業管理規定等に基づく行政手続等が全て対象になります。

それから第3条から第6条までの関係でございますが、(2)電子情報処理組織を使用する手続きの方法等の規定がこの中で規定されてございまして、町の機関の使用に係るコンピュータと、それから行政手続等を行うもの、いわゆる個人ですけれども、個人の使用に係るコンピュータをインターネットで接続した電子情報処理組織を利用して申請等ができること、これはオンライン化というのですが、とするために必要な共通事項を定めます。こういう内容になっています。

それから第3条の関係でございますが、他の条例、いわゆる例えば申請等を決めている条例、規則等があるのですが、その条例等に書面で申請するというものとしていたものは、この規定によって今までの条例で書面でとっているものは、このオンラインで申請を可能とすると、こういう規定になります。

それと国で開始する「子育てワンストップサービス」に向けて、本町におきましても児童手当の現況届ですとか、児童手当等の受給資格及び額の請求など、子育てに関する申請の一部をオンラインで施行日以降、受付可能とするという形で今進めるということでございます。

それから第4条関係につきましては、書面で処分通知、いわゆる許可をするですとか、決定をするという行政側の処分通知ですが、この通知を当該条例の規定にかかわらず、書面ではなくてオンラインで、いわゆる処分通知を可能とすると、こういうような規定にするというものでございます。ただ、現時点では直ちに処分通知等をオンラインでは行いません。今後これは検討していくということになります。

それから第5条関係です。第5条関係では条例等で縦覧とか閲覧ということが決められているわけですけれども、これも当該条例の規定にかかわらずオンラインで縦覧等を可能にするという内容でございます。これにつきましても現時点では直ちに縦覧等をオンラインで行うということではありません。今後検討してまいります。

それから第6条関係です。書面で文書・記録等を行うこととしているものは、その当該条例の規定にかかわらず、今回の新しい条例の中で電磁的記録として作成・保存可能とするという形で整理をするということでもあります。これについては直ちに該当する事務はございません。

それから(3)、これは第7条関係でございますが、手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表ということで、オンライン化している行政手続等については町のホームページ等により町民に公表することを定めます。

そういうことで、3、施行期日は平成29年8月1日以降。このような条例を定めておいて、順次そういう事務手続を検討していくという形になります。

以上が制定の内容でございますが、新制定でありますので全文を朗読させていただきます。  
白老町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例。

(目的)

第1条 この条例は、町の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）をいう。
- (2) 町の機関等 地方自治法第2編第7章に基づいて設置される町の執行機関、町議会若しくはこれらに置かれる機関またはこれらの機関の職員であつて法律及び法律に基づく命令並びに条例等により独立に権限を行使することを認められたもの及び同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印、その他氏名または名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出、その他の条例等の規定に基づき町の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき町の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき町の機関等が書面等または電磁的記録に記録されている事項を縦覧または閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき町の機関等が書面等または電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等または作成等をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第3条 町の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（町の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の町の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該町の機関等に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、町の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 町の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織(町の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、町の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 町の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成等)

第6条 町の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規

定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の場合において、町の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(手続等に係る情報システムの整備等)

第7条 町は、町の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 町は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

- 3 町は、町の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第8条 町長は、少なくとも毎年度1回、町の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年8月1日から施行する。

(白老町行政手続条例の一部改正)

- 2 白老町行政手続条例(平成11年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書中「添付書類」の次に「その他の申請の内容」を加える。

第33条第4項第2号中「含む。）」の次に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式(その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))」を加える。

次のページです。議案説明です。

町民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とし、条例等に基づく申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるよう共通する事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長(前田博之君) 議案の説明が終わりました。

これより議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(前田博之君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

---

再開 午前11時15分

○副議長（前田博之君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

日程第5、議案第5号 白老町税条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 議5-1をお開きください。議案第5号でございます。白老町税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議5-13ページをお開きください。議案説明でございます。地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。改正規定につきましては新旧対照表のとおりでございます。

改正内容につきましては議5-35ページの次の議案第5号説明資料で主な改正項目についてご説明いたします。資料のほうをお開きください。白老町税条例の一部を改正する条例の資料について説明させていただきます。

1、個人住民税における配偶者控除及び配偶者特別控除の改正（第32条・附則第5条）配偶者控除において、合計所得1,000万円（給与収入で1,220万円）超の者の所得制限と合計所得900万円（給与収入で1,120万円）超950万円（給与収入で1,170万円）以下は配偶者控除が3分の2になります。合計所得950万円超1,000万円以下で配偶者控除は3分の1に改正することとなります。こちらにつきましては平成31年度分からでございます。配偶者特別控除における配偶者の所得制限が合計所得38万円（給与収入103万円）超から45万円（給与収入110万円）未満と45万円以上は段階的に76万円（141万円）未満であったものが、合計所得38万円超から90万円（給与収入155万円）と90万円超は段階的に123万円（給与収入201万円）未満までに改正することになりました。こちらになることで例えばご夫婦でいらっしゃった場合、奥様がアルバイト等をしていた場合、収入のほうがあふえましても配偶者特別控除の枠が拡大されたことに伴いまして、若干夫婦でいきますとご主人の控除のほうがあふえるということの改正でございます。こちらにつきましても平成31年度分からになります。

続きまして、2、法人住民税の法人税割における税率の改正（第34条の4）でございます。地方税法の改正に伴い法人税割の制限税率が改正されたことに伴いまして、平成31年10月1日以降に開始する事業年度からの法人税割の税率を12.1%から8.4%に改正するものでございます。

続きまして、3、個人住民税における特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得課税方式の改正（第33条・第34条の9・附則第16条の3・附則第20条の2）でございます。

上場株式等の配当等については、配当等の支払われる際に所得税と住民税が源泉徴収されるので道町民税の申告は要しないものでございますが、納税通知書が送達される日までに確定申告書とは

別に道町民税の申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方法（申告不要・総合課税・申告分離課税）により、個人住民税を課することができることを明確化したものでございます。

続きまして、4、法人住民税の申告納付等に係る延滞金の計算期間に係る規定の改正（第48条・第50条）。こちらにつきましては、地方税法の改正に合わせて改正したもので延滞金の除算期間を整備したものでございます。

5、固定資産税のわがまち特例制度における課税標準の特例の改正（第61条の2・附則第10条の2）でございます。こちらにつきましては、追加並びに期間の延長及び廃止に分かれております。今回追加されたものにつきましては、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する家屋・償却資産は平成30年度分から課税標準の特例適用（2分の1）、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに子ども・子育て支援法に基づく補助を受けた者が企業主導型保育事業に供する固定資産について最初の5年間の特例適用（2分の1）をするものでございます。

また都市再生特別措置法の認定事業者が都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域において取得した公共施設等の特例適用（2分の1）、サービスつき高齢者向け住宅の特例適用（3分の2）、こちらにつきましては2年延長でございます。浸水防止用設備の特例適用（3分の2）につきましては3年延長。管理協定が締結された備蓄倉庫の特例適用（3分の2）及びノンフロン製品（冷凍・冷蔵装置等）の特例適用（4分の3）につきましては今回で廃止となります。

6、固定資産税の土地に関する被災住宅用地の申告による課税標準の特例の改正（第74条の2）。こちらにつきましては、被災市街地復興推進地域に定められた場合には、震災等発生後4年度分限り、住宅用地の特例の適用を常設するものでございます。こちらにつきましては、昨年例えば熊本のように災害が起きた場合とか、あと東日本大震災のような大規模な震災が発生した場合にこの条項が適用されることとなります。

7、肉用牛の売却による事業所得に係る個人住民税の課税特例の改正（附則第8条）。肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するものでございます。（平成30年度までの適用期限を平成33年度まで3年間延長）。

8、軽自動車税の税率の特例（グリーン化特例）の改正（附則第16条）でございます。軽自動車のグリーン化特例（軽課）について、より燃費性能の優れたものに見直す（乗用のみ改正、貨物は変更なし）とともに適用期限を2年間延長するもの（平成29年度までの適用期限を平成31年度まで2年間延長）でございます。改正前、改正後、参考に改正後の税額表を添付させていただいております。

9、軽自動車税の賦課徴収の特例の新設（附則第16条の2）。自動車メーカーの不正を原因として納税すべき軽自動車税の額に不足が生じた場合、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課するものでございます。こちらにつきましては、昨年度ございました三菱自動車等の燃費の問題でこの条項が整備されたものでございます。

10、優良住宅地の造成のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人住民税の課税の特例の改正（附則第17条の2）。優良住宅地の造成のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人住民税の課税の特例の適用期限を3年間延長するもの（平成29年度までの適用期限を平成

32 年度まで 3 年間延長) でございます。以上で資料のほうで主なものを説明させていただきました。続きまして、議 5 - 9 ページをお開きください。

#### 附則

##### (施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 32 条各号の改正規定及び附則第 5 条第 1 項の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 31 年 1 月 1 日

(2) 附則第 5 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日

(3) 附則第 10 条の 2 第 18 項を同条第 16 項とし、同項の次に 2 項を加える改正規定 (同条第 18 項に係る部分に限る。) 都市緑地法等の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 26 号) の施行の日

##### (町民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の白老町税条例 (以下「新条例」という。) の規定中個人の町民税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の白老町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 34 条の 4 の規定は、前条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例第 48 条第 3 項及び第 5 項並びに第 50 条第 2 項及び第 4 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に新条例第 48 条第 3 項又は第 50 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人の町民税に係る延滞金について適用する。

##### (固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 28 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 61 条第 8 項及び附則第 10 条 (地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律 (平成 29 年法律第 2 号。第 4 項及び次条第 2 項において「改正法」という。) による改正後の地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号。以下この項において「新法」という。) 第 349 条の 3 の 4 に係る部分に限る。) の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した新法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等 (第 4 項において「震災等」という。) に係る新法第 349 条の 3 の 4 に規定する償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 3 新条例第 61 条の 2 の規定は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 63 条の 3 第 2 項及び第 74 条の 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において、「旧法」という。）第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に締結された旧法附則第 15 条第 36 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 40 項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 28 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 町長は、納付すべき軽自動車税（平成 28 年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを白老町税条例第 83 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第 13 条第 1 項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第 18 条第 2 項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（白老町税条例第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）を適用する。

- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(白老町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 白老町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 82 条及び新条例」を「白老町税条例第 82 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

表につきましては、記載のとおりでございます。

第 6 条 白老町税条例等の一部を改正する条例（平成 29 年条例第 10 号）の一部を次のように改

正する。

第 2 条中白老町税条例附則第 16 条第 2 項から第 4 項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

第 16 条の 2 削除

第 4 条を次のように改める。

(白老町税条例等の一部を改正する条例一部改正)

第 4 条 白老町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の表新条例附則第 16 条第 1 項の表第 82 条第 2 号アの項の項の左欄及び中欄中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

附則第 1 条第 2 号中「改正規定」の次に「及び第 4 条の規定」を加え、同条第 3 号中「から第 4 条まで」を「及び第 3 条」に改める。以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 5 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 5 号の議案説明を終わります。

日程第 6、議案第 6 号 白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 議 6－1 ページをお開きください。議案第 6 号でございます。白老町過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議 6－2 ページをお開きください。議案説明でございます。過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、減価償却の特例及び地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置の対象業種について情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業が追加されたことから、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。改正規定につきましては、議 6－3 の新旧対照表のとおりでございます。

議 6－1 に戻りまして、附則でございます。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に新設され、または増設される設備について適用し、同日前に新設され、または増設された設備については、なお従前の例による。

以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 胆振支庁管内公平委員会規約の変更についての議案について説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議7-1でございます。議案第7号 胆振支庁管内公平委員会規約の変更についてご説明いたします。

次のページをお開きください。議案説明でございます。平成29年6月1日づけで、西胆振消防組合の名称が変更されることに伴い、胆振支庁管内公平委員会規約を変更することについて、地方自治法第252条の7第3項の規定により準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。新旧対照表のとおり、改正前、西胆振消防組合が、改正後、西胆振行政事務組合ということで名称が変わります。

前に戻りまして、附則でございます。この規約は、公布の日から施行し、平成29年6月1日から適用するものでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第8号 財産の取得についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議8-1、議案第8号でございます。財産の取得についての議案でございます。

- 1 取得する財産（物品） 品名は電話交換設備、台数は一式
- 2 取得予定金額 2,484万円
- 3 取得の目的 役場庁舎電話交換設備の更新
- 4 取得の方法 北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡
- 5 契約の相手方 札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館内  
北海道市町村備荒資金組合  
組合長 棚野孝夫

次のページ、議案説明でございます。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条に基づき、議会の議決を求

めるものでございます。

次のページに説明資料ということで、このたびの電話交換設備の購入内訳が記載しておりますので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

続きまして入札の経過でございますが、去る6月5日に株式会社白電社、株式会社谷野電設、株式会社新興電気の3社に指名通知を行い、6月13日に入札を行ったところでございます。落札者は株式会社谷野電設であります。落札率でございますが、予定価格2,530万4,400円に対し、落札額が2,484万円でございますので、落札率は98.1%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第9 財産の取得についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議9-1、議案第9号 財産の取得についての議案でございます。

- 1 取得する財産（物品） パーソナルコンピューター40台  
モノクロレーザープリンタ3台
- 2 取得予定金額 911万5,200円
- 3 取得の目的 役場庁舎OA機器の更新
- 4 取得の方法 北海道市町村備荒資金組合防災資機材譲渡事業に基づく譲渡
- 5 契約の相手方 札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館内  
北海道市町村備荒資金組合  
組合長 棚野孝夫

次のページ、議案説明でございます。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条に基づき、議会の議決を求めらるものでございます。

続きまして入札の経過でございますが、去る6月1日に有限会社こんや、株式会社和歌白老営業所、事務器のカナマル、有限会社田辺本店の4社に指名通知を行い、6月8日に入札を行ったところでございます。落札者は事務器のカナマルであります。落札率でございますが、予定価格912万1,464円に対し、落札額が911万5,200円でございますので、落札率は99.9%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第9号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第10号 財産の取得についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○**財政課長（大黒克己君）** 議10-1でございます。議案第10号、財産の取得についての議案でございます。

- 1 取得する財産（物品） マイクロバス1台
- 2 取得予定金額 699万840円
- 3 取得の目的 地域循環バス「元気号」運行路線の改正に伴う車両整備
- 4 取得の方法 指名競争入札による購入
- 5 契約の相手方 札幌市東区北19条東1丁目2番5号

北海道日産自動車株式会社 法人販売部

部長 岩間 輝

次のページ、議案説明でございます。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和39年条例第7号）第3条に基づき、議会の議決を求めます。

次のページにマイクロバスの仕様等が記載されてございます。説明は省略をさせていただきます。

続きまして入札の経過でございますが、去る5月17日に北海道日産自動車法人販売部、北海道いすゞ自動車株式会社苫小牧支店、北海道日野自動車株式会社室蘭支店、北海工機株式会社、有限会社虎杖浜自動車工業、有限会社小幡商事の6社に指名通知を行い、5月30日に入札を行ったところでございます。落札者は北海道日産自動車株式会社法人販売部でございます。落札率でございますが、予定価格751万3,771円に対し、落札額が699万840円でございますので、落札率は93.0%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○**副議長（前田博之君）** 議案の説明が終わりました。

これより議案第10号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**副議長（前田博之君）** 質疑なしと認めます。

これをもって議案第10号の議案説明を終わります。

日程第11、議案第11号 財産の取得についての議案について説明をお願いいたします。

岩本学校教育課長。

○**学校教育課長（岩本寿彦君）** それでは議案第11号でございます。財産の取得についてご説明をさせていただきます。議11-1をごらんください。

- 1 取得する財産（物品） 移動図書館車1台
- 2 取得予定金額 1,533万6,000円
- 3 取得の目的 移動図書館車更新
- 4 取得の方法 指名競争入札による購入
- 5 契約の相手方 白老郡白老町字竹浦135番地6

有限会社虎杖浜自動車工業

代表取締役 小澤康一

次のページ、議 11-2 をお開きください。議案説明でございます。財産（物品）を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和 39 年条例第 7 号）第 3 条に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして右のページに説明資料がございますが記載のとおりとなりますので説明のほうは省略させていただきます。

続きまして入札の経過でございますが、去る 6 月 7 日、北海工機株式会社、有限会社小幡商事、有限会社虎杖浜自動車工業の 3 社に指名通知を行い、6 月 13 日に入札を行ったところでございます。落札率でございますが、予定価格 1,590 万 6,240 円に対しまして、落札額 1,533 万 6,000 円となり、落札率は 96.4%となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより議案第 11 号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第 11 号の議案説明を終わります。

日程第 12 と日程第 13、議案第 12 号から議案第 21 号までの白老町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて及び議案第 22 号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。

この議案は、人事案件であることから議会運営基準の規定に基づき、審議する当日に配付される議案であります。よって、本日の議案説明会においては議案説明ができないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知おき願います。

日程第 14、報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）の議案について説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 報 1-1 をお開きください。報告第 1 号の専決処分でございます。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。記については朗読を省略させていただきます。

次のページをお開きください。専決処分書です。平成 29 年 6 月 5 日づけで専決処分したものでございます。損害賠償の額は 19 万 9,962 円、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

次のページです。説明でございます。事故の発生状況です。日時は平成 29 年 4 月 17 日月曜日、午前 7 時 20 分頃。場所は白老町字虎杖浜 14 番 1 です。当事者は（甲）（乙）記載のとおりです。状況ですが、平成 29 年 4 月 17 日月曜日、午前 7 時 20 分頃、消防署西部出張所の消防職員待機宿舍東側敷地にて（甲）が所有及び管理する同宿舍物置の木造壁板の一部が劣化により剥がれ、付近に駐車していた（乙）車両に落下衝突したものです。

被害の程度ですが、(乙)の車両は左ピラー、左フロントサイドの損傷。損害賠償の額ですが、本件は、(甲)が所有及び管理する物置の劣化により木造壁板の一部が剥がれ落ち、付近に駐車していた(乙)車両に落下したことが原因で発生した事故であることから、(甲)は(乙)車の修理費用等19万9,962円を(乙)に対して支払うことで示談するものでございます。なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものでございます。以上でございます。

○副議長(前田博之君) 議案の説明が終わりました。

これより報告第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(前田博之君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号の議案説明を終わります。

日程第15、報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定について)の議案について説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長(岡村幸男君) 報2-1です。報告第2号の専決処分でございます。地方自治法(昭和22年法律第67号)第180号第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。記については省略をさせていただきます。

次のページです。専決処分書です。平成29年6月6日づけで専決処分したものでございます。損害賠償の額は57万4,228円。損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

次のページでございます。事故の発生状況です。日時は平成29年1月11日水曜日、午後2時頃。場所は白老町字北吉原561番地1、町道萩野林道線です。当事者は(甲)(乙)記載のとおりです。状況ですが、平成29年1月11日水曜日、午後2時頃、(甲)が町有林の現地確認のため走行していたところ、対向車を確認し左側に車両を寄せたが、道路幅が狭いためにすれ違うことが困難と判断しブレーキをかけた。しかし路面の凍結により車両が停止できず正面衝突する危険があると判断し、路肩に乗り上げ停止させようとハンドルを操作したところ車両が反時計回りに回転した。路肩に乗り上げ停止したが、(乙)車の走行を妨げる形となり、(甲)車後方部と(乙)車前方部が衝突したものです。

損害の程度ですが、(乙)フロント右側のバンパー、ヘッドランプ、フェンダー等を損傷。損害賠償の額ですが、本件は、(甲)車が路面凍結により回転し停止したが、道路幅が狭いために(乙)車の走行を妨げる形となり発生した事故であることから、(甲)は(乙)車の修理費用63万8,031円のうち過失割合9割分の57万4,228円を(乙)に対して支払うことで示談するものでございます。なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものでございます。

次のページに事故現場、事故状況の図面がございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○副議長(前田博之君) 議案の説明が終わりました。

これより報告第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号の議案説明を終わります。

日程第16、報告第3号 平成28年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての議案について説明をお願いいたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 報3-1、報告第3号 平成28年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての議案についてご報告申し上げます。

平成28年度一般会計補正予算（第12号）で可決をいただきました繰越明許費につきまして、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定によりご報告するものでございます。

次のページをお開きください。報3-2でございます。繰越事業につきましては、ここに記載している5事業でございます。繰越額は4億7,198万9,000円で、特定財源が4億7,090万2,000円、一般財源は108万7,000円を次年度に繰り越すものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号の議案説明を終わります。

日程第17、報告第4号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についての議案について説明をお願いいたします。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 報4-1をお開きください。報告第4号です。白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてでございます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定によりまして、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出するものでございます。

（1）株式会社白老振興公社平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画。（2）一般財団法人白老町体育協会平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画でございます。

それぞれの内容につきましては慣例によりまして説明を省略させていただきますのでよろしくお願いたしたいと思っております。以上でございます。

○副議長（前田博之君） 議案の説明が終わりました。

これより報告第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（前田博之君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号の議案説明を終わります。

日程第 18 と日程第 19 の諮問第 1 号と第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。この議案は、人事案件であることから議会運営基準の規定に基づき審議する当日に配付される議案であります。よって、本日の議案説明会においては議案説明ができないものであります。審議当日の説明になりますのでご承知おき願います。

---

◎閉会の宣告

○副議長（前田博之君） 以上をもって、定例会 6 月会議の議案説明は全て終了いたしました。これをもちまして議案説明会を終了いたします。

（午前 11 時 55 分）